随意契約理由書

１　案件名称

令和2年度西区広報紙企画編集業務委託

２　契約の相手方

株式会社インターブレーン

３　随意契約理由

広報紙発行事業の目的は、区民の皆さんと区役所を結ぶ情報媒体として、大阪市政・西区政に関する情報を伝えるとともに行事や地域情報の紹介など、区民の皆さんに役立つ情報を提供することである。広報紙発行事業の一環である企画編集業務については、区民の皆さんに親しみを持って読んでいただける広報紙をめざし、企画や編集に関するノウハウや専門性をもつ事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行った。

株式会社インターブレーンは、公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2　第1項第2号

５　担当部署

　　西区役所総務課（事業調整）（電話番号06-6532-9989）

随意契約理由書

１　案件名称

令和2年度大阪市西区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

２　契約の相手方

有限会社　ケース

３　随意契約理由

本業務については、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務

内容とし、地域住民及び形成後の地域活動協議会からの多種多様なニーズに答えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務である。そのため、各地域の実情に精通し、最も適切な支援手法を提案した事業者と契約を締結することで、事業目的を達成し、かつ最大限の事業効果を引き出せるものと考え、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。

選定業者は、西区における地域活動協議会の形成過程での支援実績を有し、地域の課題や特性をふまえた提案内容であるとともに、本事業終了後の地域の自律運営を視野に入れた提案となっている点について特に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2　第1項第2号

５　担当部署

　　西区役所地域支援課（電話番号06-6532-9734）

随意契約理由書

１　案件名称

　　令和2年度西区コミュニティ育成事業業務委託

２　契約の相手方

　　社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会

３　随意契約理由

本業務は、区におけるコミュニティづくりを推進するため、地域の各種団体と協働し、住民主体のコミュニティ活性化のための各種事業を実施するものである。

　業務の遂行に当たっては、民間事業者の持つ地域コミュニティ育成に関するノウハウや地域活動団体に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。

　　選定業者は本業務において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2　第1項第2号

５　担当部署

　　西区役所地域支援課（電話番号06-6532-9734）

随意契約理由書

１　案件名称

　　令和２年度西区地域福祉見守り活動応援事業にかかる業務委託

２　契約の相手方

　　社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会

３　随意契約理由

平成27年度から実施された福祉局事業「地域における見守りネットワーク強

化事業」で把握した要援護者情報を、本事業において運営支援を行っている見守り活動組織が共有し、見守りを実施しており、本事業は局事業と密接に連携して実施する必要がある。よって、本事業については、要援護者情報を含めた局事業の内容、進捗を十分に把握したうえで事業連携を行い、かつ、福祉分野における専門的知識やノウハウを保有し、区内や地域の福祉課題を行政や関係機関とともに解決するために活動できる事業者が求められる。

大阪市西区社会福祉協議会は、本事業と密接に関連する局事業の随意契約締結先であるとともに、社会福祉法に基づいて設立され、長年にわたり区役所とともに専門的知識をもって地域福祉の推進に取組み、地域の課題解決のため地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等社会資源とのネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪市西区社会福祉協議会と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2　第1項第2号

５　担当部署

　　西区役所保健福祉課（地域福祉）（電話番号06-6532-9857）

随意契約理由書

１　案件名称

　　令和2年度訪問型病児保育（共済型）推進事業

２　契約の相手方

　　ＮＰＯ法人ノーベル

３　随意契約理由

本事業は、保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に保護者に

よる自宅での保育が困難な場合、事業者が保育者を自宅へ訪問させ、一時的にその児童を保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上に寄与することを目的としている。

本業務は、専門性を要する業務で、高度な知識・専門的な技術や対応力、ノウハウ・経験や応用力が要求される業務であるため、競争入札に適しないことから、公募型プロポーザル方式を採用する。公募型プロポーザルの導入により、行政にはない専門性・独創性のある事業提案が得られ、効率的により高い事業効果が得られることが期待される。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取し審査した結果、ＮＰＯ法人ノーベルが契約相手方として適切であるとのことであったため、その意見を踏まえ、ＮＰＯ法人ノーベルと地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2　第1項第2号

５　担当部署

　　西区役所保健福祉課（子育て支援） （電話番号06-6532-9947）

随意契約理由書

１　案件名称

　　令和２年度西区児童虐待ハイリスク産婦への支援事業業務委託（概算契約）

２　契約の相手方

　　一般社団法人　大阪府助産師会

３　随意契約理由

本事業は、児童虐待ハイリスク妊婦や出産後、養育が困難になっている家庭で、３か月健診まで助産師を定期的に派遣して支援する「専門的家庭訪問支援事業」（こども青少年局所管事業）（以下、「支援事業」という。）を受けた養育者のうち引き続き支援が必要な方に加え、３か月健診時に育児不安の程度が高い産婦を対象に、概ね１歳まで支援を行うことにより、養育者が地域子育て支援サービス等へつながり、子育ての仲間づくりや情報交換が行えるよう支援することで、子どもの健全な育成や児童虐待を未然に防止することを目的としている。

　　事業目的を達成するには、継続的な支援体制を確立することが必要不可欠であるが、支援事業から訪問指導者が変更になった場合、それまでに築かれていた信頼関係はいったん白紙となり、再度新たな訪問者との間で関係を構築していかなければならず、養育者にとっては精神的に大きな負担となる。

また、育児等に強い不安を抱く養育者にとっては、訪問者変更による訪問内容の違いが些細であったとしても、そこから不信感を抱き、訪問者と養育者との信頼関係が損なわれ、区が独自の方法で訪問支援の延長をしても、期待する効果が得られない。

さらに、３か月健診時に育児不安の程度が高い産婦についても、相談や支援を受けることがない状況が続くことにより、乳児の健全な育成に影響を及ぼし虐待につながるリスクが高くなることから、育児に対する不安や悩み等を総合的に把握し、育児に関する適切な助言・指導を行う知識や技術を有するとともに、養育者との信頼関係の構築に対するノウハウを有していることが必要である。

以上のことから、継続的な支援が可能であり、育児支援の専門的な知識や技術を有し、養育者との信頼関係の構築に対する有している事業者と契約することが、事業効果が最も期待できることから、地方自治法施行令167条の2第1項2号により、３か月児健康診査まで訪問による育児支援をこども青少年局から受託している大阪府助産師会と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2　第1項第2号

５　担当部署

　　西区役所保健福祉課（地域保健） （電話番号06-6532-9882）